

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

船 橋 市 町 殿



提出者

住 所 船橋市習志野台2-71-10

氏 名 北習志野花輪病院 病院長 根本昌幸

電話番号 047-462-2112

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人成春会 北習志野花輪病院
事業場の所在地	千葉県船橋市習志野台2-71-10
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療・福祉 病院
②事業の規模	147床
③従業員数	288名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	61.352 t	t
	(これまでに実施した取組) ・患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じ滅菌再使用できる器具を用いる。 ・ディスク製品の使用削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	49 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記内容を今後も継続。 ・リサイクルできる器具を率先して導入。 ・分別の徹底。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利物と固形物に分別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利物と固形物に分別 ・一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

② 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物の特殊性によりこれら廃棄物の再生利用について行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後についても再生利用の予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

③ 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら施設を設置し処理はしていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も施設を設置する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

④ 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物の直接埋立は、妥当な処理ではないので、行ってはいない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後もない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

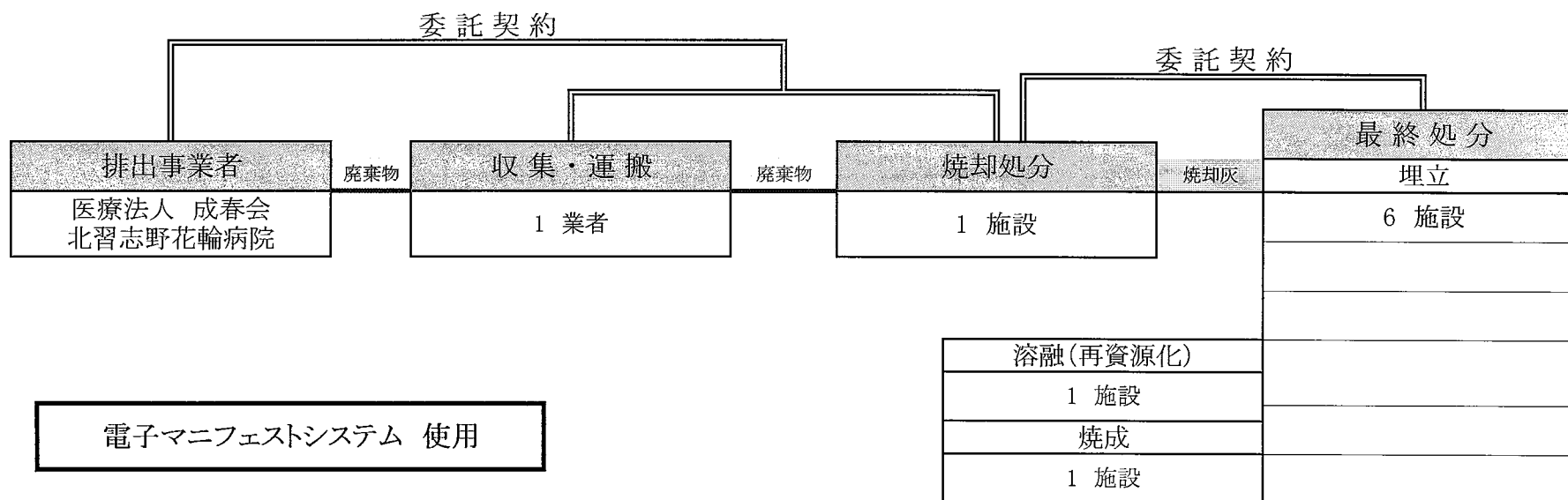
⑤ 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	61,352 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	61,352 t	t
	再生利用業者への処理委託量	9,244 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。 ・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。 ・環境負担の少ない製品を積極的に導入。 ・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	4 9 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3 9 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記実施内容の継続。 ・ 職員の環境意識向上。 ・ 分別を徹底していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	6 1 . 3 5 2 t
		既に電子情報処理組織（JWネット）を使用しており、今後も継続して使用していく。	
※事務処理欄			

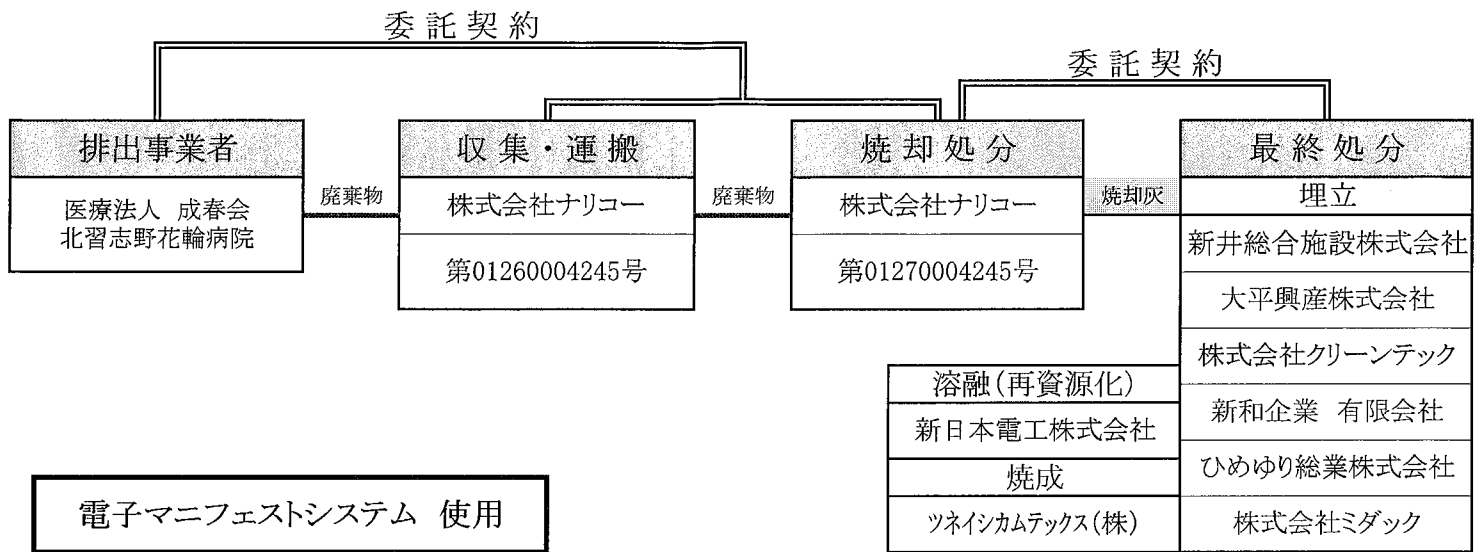
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物のフローの概要



感染性廃棄物のフローの概要



<中間処理業者>

株式会社 ナリコー

- ◇ 本 社 : 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331 TEL 0476(35)5321
- ◇ ナリコークリーンセンター : 千葉県成田市十余三字天神峯214-62 TEL 0476(33)1153

<最終処分業者>

①新井総合施設 株式会社

(処分:許可番号 第01230110159号)

- ◇ 本 社 : 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 TEL 03(5323)0080
- ◇ 君津環境整備センター : 千葉県君津市怒田字花立643番地1 他 TEL 0439(50)5131

②新日本電工 株式会社

(処分:許可番号 00821241389)

- ◇ 本 社 : 東京都中央区八重洲一丁目4番16号 TEL 03-6860-6800
- ◇ 鹿 島 工 場 : 茨城県鹿嶋市光4番地 TEL 0299(84)3413

③大平興産 株式会社

(処分:許可番号 第01230001907号)

- ◇ 本 社 : 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 TEL 03(3593)6151
- ◇ 大 塚 山 処 分 場 : 千葉県富津市高溝字左リ沢395-1, 396-1 TEL 0439(68)1110

④株式会社 クリーンテック

(処分:許可番号 第12430072849号)

- ◇ 本 社 : 福島県福島市飯坂町中野字赤落27番 TEL 024(541)2510
- ◇ 飯 坂 ク リ ー ン サ イ ト : 福島県福島市飯坂町中野字赤落27番 外 TEL 024(541)2510

⑤新和企業 有限会社

(処分:許可番号 第00841004937号)

- ◇ 本 社 : 茨城県北茨城市磯原町木皿824 TEL 0293(42)5211
- ◇ 処 分 場 : 茨城県北茨城市磯原町大字大塚字松ノ木田1399番地1 他 TEL 0293(42)6211

⑥ツネイシカムテックス 株式会社

(処分:許可番号 第01120001356号)

- ◇ 本 社 : 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地 TEL 084(954)6700
- ◇ 埼 玉 工 場 : 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1 他 TEL 048(582)5503

⑦ひめゆり総業 株式会社

(処分:許可番号 第09430038881号)

- ◇ 本 社 : 福島県いわき市内郷宮町町田105番地 TEL 0246(26)4111
- ◇ 平 太 郎 処 分 場 : 福島県いわき市内郷宮町町田101番1 他40筆 TEL 0246(26)4112

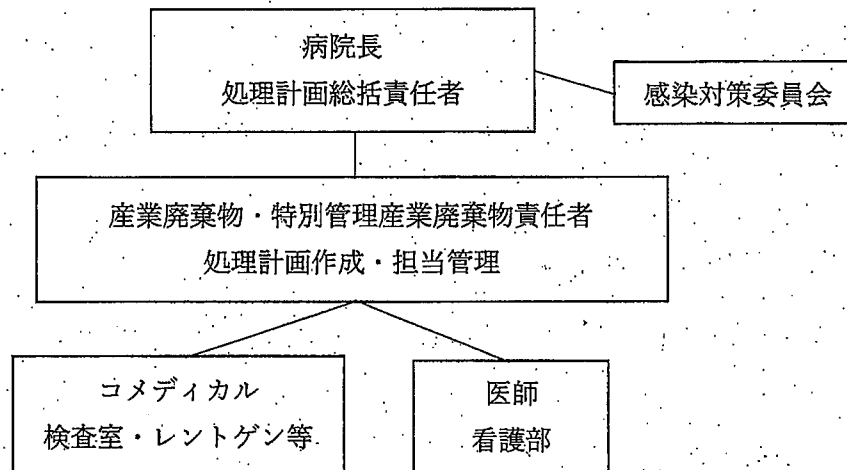
⑧株式会社 ミダック

(処分:許可番号 第06341009796号)

- ◇ 本 社 : 静岡県浜松市西区大山町3564-2 TEL 053(414)1888
- ◇ 奥山の杜クリーンセンター : 静岡県浜松市浜名区引佐町奥山1397番195 外35筆 TEL 053(414)1888

特別管理廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

船 橋 市 長 殿



提出者

住 所 船橋市北習志野台2-71-10

氏 名 医療法人成春会 北習志野花輪病院

 病院長 根本 昌幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-462-2112 (代)

6

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和~~6~~年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人成春会 北習志野花輪病院
事業場の所在地	千葉県船橋市北習志野台2-71-10
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	49 t	全処理委託量	49 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	38 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	10 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

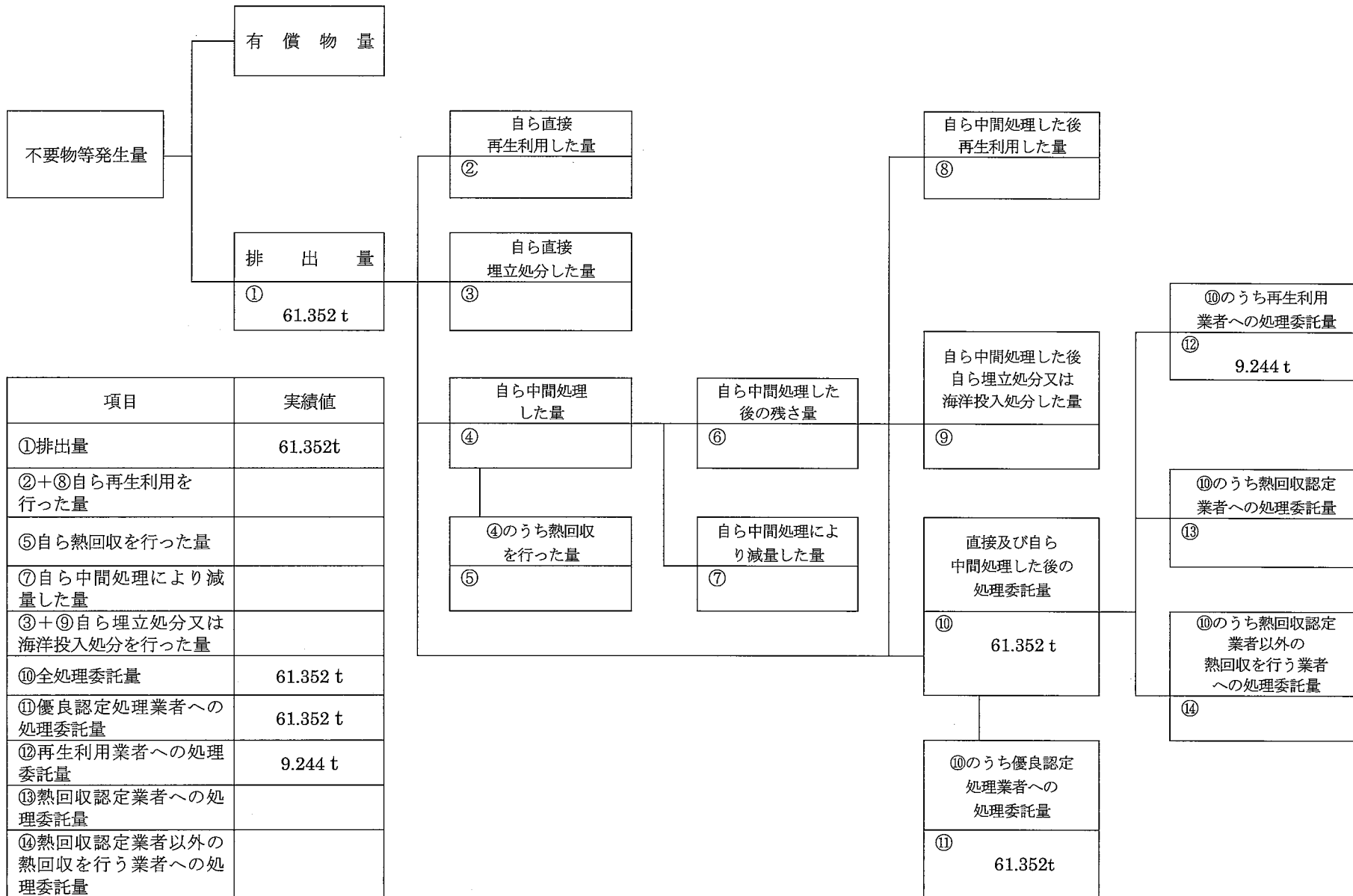
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 64.037 t 前年度 61.352 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 既に電子情報処理組織(JWネット)を使用しており、今後も継続して使用していく。	

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別産業廃棄物の種類：感染性廃棄物)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。